21.8.30 衆院総選挙 2009.

23.3.23 最高裁判決 2011
(一人別枠方式廃止)

3.24 横路議長談話

10.6 与野党幹事長会談
「各党協議会」設置

23.10.19 ～ 24.4.25
各党合意に達せず

予定 24.7.24 決定談話

24.6.18 与野党幹事長会談
協議物別れ 2012.

(各党協議の一方の深化を)

6.18 民主案提出
(0増5減)
(比例40減、連用制)

7.27 自民案提出
(0増5減)

8.28 衆通過、参廃案

継続

11.14 再提出

11.15 衆通過
(比例40減、連用制)

衆通過
(0増5減)

11.16 廃案

成立

2012年6月22日現在

各党協議会の開催実績と主な議題（メモ）

◇与野党幹事長・書記局長会談（2011年10月6日）
・衆議院選挙制度について各党で協議を行うことを確認

○第1回（2011年10月19日）
・各党協議会の構成・運営について
・小選挙区の区割りに係る経緯等について

○第2回（2011年10月21日）
・各党の考え方について

○第3回（2011年10月25日）
・協議の進め方について（座長が較差是正先行の二段階論を提案）

○第4回（2011年11月1日）
・協議の進め方について

○第5回（2011年11月7日）
・併用制、連用制についての意見交換

○第6回（2011年11月9日）
・中選挙区制、比例制についての意見交換

○第7回（2011年11月11日）
・協議の進め方について

○第8回（2011年11月15日）
・選挙区画定審設置法改正に当たっての対応について（抜本改革を担保する附則、附帯決議案を提案）

※民主党政治改革推進本部総会・総務部門合同会議（2012年1月18日）
・「0増・5減」法案および定数80削減法案を了承

◇与野党幹事長・書記局長会談（2012年1月19日）
・各党協議会を再開することを確認

○第9回（2012年1月25日）
・協議の進め方について（二段階論を撤回、「0増・5減」法案および定数80削減法案を配布、2月25日までに三点同時決着をめざすことを確認。

○第10回（2012年2月1日）
・較差是正、定数削減、抜本改革について（「各党の主張」一覧を配布、自民党が「連用制の問題点」を配布）

○第11回（2012年2月8日）
・較差是正、定数削減、抜本改革について（公明党が「連用制Q&A」を配布し反論）

○第12回（2012年2月15日）
・「座長とりまとめ私案」を提案

○第13回（2012年2月16日）
・「座長とりまとめ私案」について（与野党幹事長・書記局長会談に報告することを確認）

◇与野党幹事長・書記局長会談（2012年2月22日）
・各党協議会に再度戻し、協議を継続することを確認

○第14回（2012年3月1日）
・協議会の進め方について

○第15回（2012年3月7日）
・協議会の進め方について（各党個別に意見を聴くことを確認）

○第16回（2012年4月25日）
・新たな「座長とりまとめ私案」を提案（全国比例、一部連用35）比例80減

◇与野党幹事長・書記局長会談（2012年5月23日）
・会期末の6月21日までに幹事長レベルで努力することを確認

◇与野党幹事長・書記局長会談（2012年6月14日）
・奥石案を提案（並立105、連用35）比例40減

◇与野党幹事長・書記局長会談（2012年6月18日）
・協議は物別れ、法案の単独提出を表明

※政治改革推進本部総会・総務部門合同会議（同上）
・公選法及び区画審設置法改正案を了承

※公選法及び区画審設置法改正案を衆議院に提出（同上）

廃案
↑
11/14再提出
↑

○民主案 → 8/8衆通過、廃案
○自民案 → 継続 → 12/16成立

2011年10月19日

「衆議院選挙制度に関する各党協議会」の構成

座長	樽床　伸二	（民主）
委員	城島　光力	（民主）
	逢坂　誠二	（民主）
	細田　博之	（自民）
	田野瀬良太郎	（自民）
	東　　順治	（公明）
	斉藤　鉄夫	（公明）
	下地　幹郎	（国新）
	中西　健治	（みんな）
	穀田　恵二	（共産）
	中島　隆利	（社民）
	園田　博之	（たち日）
	荒井　広幸	（改革）

以上

2012年4月25日

座長とりまとめ私案

1．次期総選挙に限った緊急措置

1）一票の較差是正

昨年3月の最高裁判決を受け、衆議院の各小選挙区間の較差を緊急に是正するため、一人別枠方式を廃止し、各都道府県の小選挙区数を「0増・5減」する措置を講ずる。

2）定数削減

政治家が自ら身を切る姿勢を率先して示すため、衆議院の定数を80削減する（小選挙区5（上記1）、比例75）。

3）選挙制度

本格的な制度改革を行うまでの緊急措置として、現行の並立制をベースに、比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するための措置を講ずる。

①ブロック比例を全国比例に改める。

②比例定数の3割を連用制とする（並立制70、連用制35）。

2．本格的な選挙制度改革

次々回の総選挙から実施できるよう、次期総選挙後、第9次選挙制度審議会を設置し、参議院選挙制度改革を踏まえつつ、新たな中選挙区制（連記制を含む）など、有権者の政権選択と一定の民意反映を両立させる選挙制度のあり方について検討を行い、1年以内に結論を得る。

一票の格差是正　2012.11.16 成立
0増5減（自民案）　同日衆院解散

自民案

Ⅰ　法律案の要旨

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外２名提出、第180回国会衆法第27号）要旨

本案は、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

第１　公職選挙法の一部改正

１　衆議院議員の定数を475人とし、小選挙区選出議員を295人とすること。

２　衆議院の小選挙区は、別に法律で定めること。

第２　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「一人別枠方式」を廃止すること。

第３　今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例

１　衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数は、附則別表で定める数とすること（０増５減）。

２　審議会の行う今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならないものとすること。

（１）各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の２倍未満であること。

（２）小選挙区の改定案の作成は、次に掲げる小選挙区についてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の人口の均衡を図り（アの小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

ア（１）の都道府県の区域内の小選挙区

イ　小選挙区の数が減少することとなる都道府県の区域内の小選挙区

ウ（１）の基準に適合しない小選挙区

エ　ウの小選挙区を（１）の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

（３）審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から６月以内においてできるだけ速やかに行うものとし、政府は、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとすること。

第４　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第１は、第１の２に規定する法律の施行の日から施行すること。

Ⅱ　法律案提出の経緯

1　衆議院議員選挙区画定審議会における区割りの改定

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）では、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）は、必要があると認めるときは、10年ごとに行われる大規模な国勢調査の人口が最初に官報で公示された日から１年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしている（第４条）。また、改定案の作成の基準については、選挙区間の人口の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定し（第３条第１項）、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にまず１を配当した上で（いわゆる一人別枠方式）、これに人口に比例して配当した数を加えた数と規定している（第３条第２項）。

平成23年２月25日に、平成22年国勢調査の結果（速報値）が公表された。それに基づく試算結果によると、衆議院小選挙区間の最大較差は2.524倍となり、較差が２倍を超える選挙区は97選挙区となった。

審議会は、平成22年国勢調査結果の公表を受けて、１年以内（平成24年２月25日まで）に選挙区の改定案を内閣総理大臣に勧告するため、改定作業に着手した。改定作業は一人別枠方式を前提としていたが、平成23年３月23日に一人別枠方式の廃止を求めた最高裁判決が出されたことから、同月28日の審議会において、当面の国会の動きを見守るため、区割り改定作業を中断することを決めた[※1]。

2　平成 23 年３月 23 日の最高裁判決

第 45 回衆議院議員総選挙（平成 21 年８月 30 日執行）の小選挙区選挙における一票の較差（有権者数比率で最大 2.304 倍）について、最高裁大法廷は、平成 23 年３月 23 日、「本件選挙当時において、いわゆる区画審設置法３条２項の１人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、この基準に従って改定された公職選挙法 13 条１項、別表第１の選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないから、これらの規定が憲法 14 条１項等に違反するものということはできない。」として請求を棄却した。判決は「衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに１人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」として、国会に対応を求めた。

3　衆議院における動き

立法的措置を講ずることを求めた最高裁判決を受け、各党はそれぞれ一票の較差是正を目的とした衆議院選挙制度改革について議論を行ってきた。

自民党は、平成23年５月13日、党・政治制度改革実行本部（細田博之本部長）総会において、細田本部長が取りまとめた衆議院選挙制度改革案を各党に提示することを決定し、与野党の選挙制度改革協議会（仮称）を設置し、各党と協議を進め今国会（第177回国会（常会））での成立を目指すとした。同案は、（１）衆議院の定数を35人削減し、現行480人から445人に、（２）小選挙区ごとの人口較差を最高裁判決の趣旨に沿って２倍未満とする、（３）小選挙区制によって少数政党（得票率20％未満の政党）が不利とならない措置の導入―などが柱である※2。報道によれば、具体的には、福井、山梨、徳島、高知、佐賀の５県の小選挙区の数をいずれも３から２に減らして一票の較差を２倍未満に抑えるとともに、比例代表の定数も30減らして150とし、そのうち30議席は得票率が20％未満の政党間でドント方式によって当選者を決める仕組みを導入する等の内容であるとされている※3。

同月31日、自民党は党・政治制度改革実行本部や選挙制度調査会などの合同会議において、比例代表定数30削減について今回は見送り、衆議院の一票の較差を是正するための公職選挙法改正案を第177回国会に提出する方針を決めたが※4、同国会中に改正案は提出されなかった。

第179回国会（臨時会）の平成23年10月に、民主党、自民党、公明党、国民新党、みんなの党、共産党、社民党、たちあがれ日本及び新党改革の与野党９党※5による「衆議院選挙制度に関する各党協議会」（以下「各党協議会」という。）が設けられた。

各党協議会において、各党から、まず、衆議院の選挙制度についての考え方が示された。自民党は、現行の選挙制度を維持したまま一票の較差是正を先行して議論する考えを示した。民主党も同様の意見であったが、他の野党は、一票の較差是正と同時に、定数削減や選挙制度の抜本改革をすべきだと主張した※6。

各党が協議を進める中、11月11日、各党協議会の座長を務める樽床民主党幹事長代行（以下「樽床座長」という。）が、小選挙区の一票の較差是正を優先させる考えを示した上で、一票の較差是正だけで協議を終えるようなことをしないという提案をする旨を表明し※7、同月15日に、樽床座長は、区画審設置法改正案の附則に「（公選法改正までに）制度のあり方を検討し、所要の措置を講ずる」と明記し、また、委員会における採決の際に「定数削減を含めた抜本改革の検討を各党間で行う」旨の附帯決議を行うとする提案を行った。自民党はこの提案に賛同したが、抜本改革も求めるその他の政党は受入れを拒んだ※8。

各党協議会は、一票の較差是正、衆議院議員の定数削減及び選挙制度の抜本改革について、設置以来協議を重ねたが、結論が得られないまま審議会の勧告期限である平成24年２月25日が迫ったため、同月22日に与野党の幹事長・書記局長会談が開かれた。しかし、与野党の間で合意は得られず、引き続き各党協議会で議論を進めていくことが確認された。

各党協議会が再開され、4月25日に、樽床座長からあらためて「座長とりまとめ私案」が提示された[※9]。その内容は、「次期衆院選に限った緊急措置」として、（1）衆議院の一票の較差是正のため、小選挙区数を「0増5減」する措置を講ずる（2）衆議院の定数を80削減する（3）比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するため、現在11ブロックに分かれている比例代表を全国比例に改める。あわせて比例定数の3割を連用制とする―としている。また、「本格的な選挙制度改革」については、次々回の総選挙から実施できるよう、次期衆院選後に選挙制度のあり方について検討し1年以内に結論を得る[※10]とするものであったが、自民党から違憲状態を解消するため一票の較差是正を先行させるべきであることや連用制については制度的な欠陥があるとして否定的な考え方が示されるなど、各党は異論を唱えた[※11]。

その後、5月23日に、与野党の幹事長・書記局長会談が開催され、民主党から、前述の「座長とりまとめ私案」の説明が再度なされたが、野党は新たな案を示すように求め、協議は平行線に終わった。

6月14日、与野党の幹事長・書記局長会談において、民主党の輿石幹事長から、新たに「輿石私案」が提示された。同案は、次期総選挙に限った緊急措置として（1）衆院の一票の較差是正のため、小選挙区数を「0増5減」する措置を講ずる（2）衆院の比例定数を40削減する（3）比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するため、現在11ブロックに分かれている比例代表を全国比例に改め、あわせて比例定数140のうち35を連用制とする―と明記し、また、本格的な選挙制度改革として、総定数400として、次々回の総選挙から実施できるよう、次期総選挙後、第9次選挙制度審議会を設置し、選挙制度のあり方について検討を行い、1年以内に結論を得る[※12]、とするものである。

4　本法律案の提出

自民党は、第180回国会（常会）の平成24年6月15日、党・政治制度改革実行本部と選挙制度調査会合同会議を開き、同月14日に民主党の輿石幹事長が示した衆議院選挙制度改革案について反対する方針を正式に決め[※13]、同月18日に開かれた与野党の幹事長・書記局長会談において、その旨を伝えた。

自民党の石原伸晃幹事長は、翌日の記者会見において、「昨日開かれた与野党幹事長・書記局長会談について、先般民主党から提案された選挙制度改革案に対し、各党から回答を申し述べた。わが党は、0増5減に限って実施すべきであり、連用制、さらに比例の集計を全国ブロックとし、参議院選挙と同じようにするという支離滅裂な案には反対であると回答した」と発言した[※14]。

民主党は、幹事長・書記局長会談において、「輿石私案」について野党の賛成が得られなかったため、同月18日、単独で、「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二君外9名提出、衆法第22号）」を衆議院に提出した。

自民党は、7月19日、党・政治制度改革実行本部と選挙制度調査会合同会議を開催し、細田本部長が取りまとめた衆議院小選挙区の一票の較差是正に向けた「0増5減」法案の取り扱いを執行部に一任することを決定した[※15]。

同月 27 日、自民党は、総務会において「0増5減」法案を了承し、同日、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外２名提出、衆法第 27 号）」を衆議院に提出した。

本法律案は、８月 23 日の議運委理事会で本会議趣旨説明を聴取しないことを決定した後に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、その後審査に入ることなく、継続審査となった。

※1　『日本経済新聞』（平23. 3. 29）等

※2　自民党ホームページ
「自民党の活動 ニュース『定数35削減案を各党に提示へ 党政治制度改革実行本部』2011年05月13日」

※3　『朝日新聞』（平23. 5. 14）等

※4　『毎日新聞』（平23. 6. 1）

※5　平成24年２月15日から、新党きづな及び新党大地・真民主が参加し、11党となった。

※6　『毎日新聞』（平23. 10. 22）等

※7　『毎日新聞』（平23. 11. 12）等

※8　『毎日新聞』（平23. 11. 16）等

※9　議長座長は、これに先立ち、平成24年２月15日に開催された第12回各党協議会で「座長取りまとめ私案」を提示している。その内容は、第１に「次期総選挙に限った緊急措置」として、(1) 一票の較差是正 (2) 定数削減 (3) 選挙制度―に関して列記、第２に「本格的な選挙制度改革」の方向性については１年以内に結論を得るとするものである。（民主党ホームページ「ニュース『第12回衆院選挙制度に関する各党協議会を開催』2012年02月15日」より抜粋）

※10　民主党ホームページ
「ニュース『衆院選挙制度に関する各党協議会第16回会合を開催』2012年04月25日」

※11　『朝日新聞』（平24. 4. 26）等

※12　民主党ホームページ
「ニュース『衆院選挙制度改革実現に向け「輿石私案」を提示＝与野党の幹事長・書記局長会談』2012年06月14日」

※13　『毎日新聞』（平24. 6. 16）等

※14　自民党ホームページ
「自民党の活動 記者会見　石原伸晃幹事長記者会見（平成24年6月19日 於：党本部平河クラブ会見場）」

※15　『日本経済新聞』（平24. 7. 19夕刊）等

（参考）　民主案　0増5減
比例40減　　廃案

民主案

Ⅰ　法律案の要旨

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
（安住淳君外３名提出、衆法第１号）要旨

本案は、一票の較差を緊急に是正するとともに、衆議院議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講ずるため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

第１　公職選挙法の一部改正等

１　一票の較差是正

（１）衆議院議員の小選挙区については、別に法律（（２）の改定案を踏まえたいわゆる“区割り法”）で定めること。

（２）平成 22 年の国勢調査の結果に基づく小選挙区の改定案の作成に当たっての特例（都道府県ごとの小選挙区の数（０増５減）、改定案の作成基準（各小選挙区間の人口較差２倍未満）等）を定めること。

２　定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置

（１）衆議院議員の定数を 435 人（現行 480 人）とし、小選挙区選出議員を 295 人（現行 300 人）、比例代表選出議員を 140 人（現行 180 人）とすること。

（２）比例代表選挙につき、ブロック単位から全国単位とすること。

（３）衆議院比例代表選挙の当選人の数の決定について、次のように改めること。

ア　比例定数 140 人のうち 105 人については、単純ドント式により当選人の数を決定すること。

イ　比例定数140人のうち35人については、連用制的な方法により当選人の数を決定すること。

ウ　阻止条項（得票率１％）を設けること。

第２　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「１人別枠方式」を廃止すること。

第３　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第１（１の（２）を除く。）及び第３の２は、第１の１の（１）に規定する法律の施行の日から施行すること。

２　衆議院議員の選挙制度の改革については、次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、参議院議員の選挙制度の改革の状況を踏まえつつ、衆議院議員の定数を 400 人とすることとして、有権者の政権の選択と民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において１年以内に、検討を行い結論を得るものとすること。

Ⅱ　法律案提出の経緯

1　衆議院議員選挙区画定審議会における区割りの改定

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）では、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）は、必要があると認めるときは、10年ごとに行われる大規模な国勢調査の人口が最初に官報で公示された日から１年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしている（第４条）。また、改定案の作成の基準については、選挙区間の人口の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定し（第３条第１項）、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にまず１を配当した上で（いわゆる一人別枠方式）、これに人口に比例して配当した数を加えた数と規定している（第３条第２項）。

平成23年２月25日に、平成22年国勢調査の結果（速報値）が公表された。それに基づく試算結果によると、衆議院小選挙区間の最大較差は2.524倍となり、較差が２倍を超える選挙区は97選挙区となった。

審議会は、平成22年国勢調査結果の公表を受けて、１年以内（平成24年２月25日まで）に選挙区の改定案を内閣総理大臣に勧告するため、改定作業に着手した。改定作業は一人別枠方式を前提としていたが、平成23年３月23日に一人別枠方式の廃止を求めた最高裁判決が出されたことから、同月28日の審議会において、当面の国会の動きを見守るため、区割り改定作業を中断することを決めた[※1]。

2　平成23年３月23日の最高裁判決

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙における一票の較差（有権者数比率で最大2.304倍）について、最高裁大法廷は、平成23年３月23日、「本件選挙当時において、いわゆる区画審設置法３条２項の１人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、この基準に従って改定された公職選挙法13条１項、別表第１の選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないから、これらの規定が憲法14条１項等に違反するものということはできない。」として請求を棄却した。判決は「衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに１人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」として、国会に対応を求めた。

3　衆議院における動き

立法的措置を講ずることを求めた最高裁判決を受け、各党はそれぞれ一票の較差是正を目的とした衆議院選挙制度改革について議論を行ってきた。

第179回国会（臨時会）の平成23年10月に、民主党、自民党、公明党、国民新党、みんなの党、共産党、社民党、たちあがれ日本及び新党改革の与野党９党※2による「衆議院選挙制度に関する各党協議会」（以下「各党協議会」という。）が設けられた。

各党協議会においては、10月21日の第２回会議以降、本格的な協議が行われた。まず、衆議院選挙制度についての各党の考え方が提示された後、各党協議会の座長を務める樽床民主党幹事長代行（以下「樽床座長」という。）から、協議の進め方として、第179回国会で一票の較差を２倍以内に是正し、定数削減と選挙制度の抜本改革は通常国会以降に取り組むこととする二段階方式が提案された。この提案に自民党は賛成したが、民主、自民以外の政党から、提案に沿って小選挙区の区割りを先行させれば定数削減の対象が比例代表となる可能性が高まるとの警戒論もあって反対意見が相次ぎ※3、較差是正とともに並立制以外の選挙制度（併用制、連用制、比例代表制、中選挙区制など）への抜本改革についての議論を一体として行うべきであるとの意見が出され、各選挙制度についての意見交換が行われた※4。11月11日には、樽床座長は、小選挙区の「一票の較差」是正を優先させる考えを示した上で、「一票の較差」是正だけで協議を終えるようなことをしないという担保を来週、提案する旨を表明した※5。同月15日に、樽床座長は、区画審設置法改正案の附則に「（公選法改正までに）制度のあり方を検討し、所要の措置を講ずる」と明記し、また、委員会における採決の際に「定数削減を含めた抜本改革の検討を各党間で行う」旨の附帯決議を行うとする提案を行い、自民党の賛同は得られたが、抜本改革も求めるその他の政党は受入れを拒んだ※6。

各党協議会は、一票の較差是正、衆議院議員の定数削減及び選挙制度の抜本改革について、設置以来協議を重ね、平成24年２月15日の第12回会議では、樽床座長から、「座長取りまとめ私案」が示され、各党の意見交換が行われたが※7、各党の合意は得られなかった。結論が得られないまま、審議会の勧告期限である平成24年２月25日が迫ったため、同月22日に与野党の幹事長・書記局長会談が開かれた。しかし、与野党の間で合意は得られず、引き続き各党協議会で議論を進めていくことが確認された。

同年３月１日に、各党協議会が再開され、４月25日にはあらためて樽床座長から、次期衆院選に限った緊急措置として、（１）衆議院の１票の較差是正のため、小選挙区数を「０増５減」する措置を講ずる（２）衆議院の定数を80削減する（３）比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するため、現在11ブロックに分かれている比例代表を全国比例に改める。あわせて比例定数の３割を連用制とする。また、「本格的な選挙制度改革」については、次々回の総選挙から実施できるよう、次期衆院選後に選挙制度のあり方について検討し１年以内に結論を得ることを内容とする「座長とりまとめ私案」が提示されたが※8、各党の合意は得られなかった。

その後、5月23日に、与野党の幹事長・書記局長会談が開催され、民主党から、前述の「座長とりまとめ私案」の説明が再度なされたが、野党は新たな案を示すように求め、協議は平行線に終わった。

6月14日、与野党の幹事長・書記局長会談において、民主党の輿石幹事長から、次期総選挙に限った緊急措置と本格的な選挙制度改革とからなる新たな「輿石私案」が提示された。同案の内容は次のとおりである。[※9]

2012年6月14日

衆議院選挙制度改革について（案）

1．次期総選挙に限った緊急措置

1）一票の較差是正

昨年3月の最高裁判決を受け、衆議院の各小選挙区間の較差を緊急に是正するため、一人別枠方式を廃止し、各都道府県の小選挙区数を「0増・5減」する措置を講ずる。

2）定数削減

衆議院の比例定数を40削減し、上記1）とあわせて定数を45削減する。（下記「2．本格的な選挙制度改革」において定数を更に35削減する。）

3）選挙制度

本格的な制度改革を行うまでの緊急措置として、現行の並立制をベースに、比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するための措置を講ずる。

①ブロック比例を全国比例に改める。

②比例定数140のうち35を連用制とする（並立制105、連用制35）。

2．本格的な選挙制度改革

総定数400として、次々回の総選挙から実施できるよう、次期総選挙後、第9次選挙制度審議会を設置し、参議院選挙制度改革を踏まえつつ、有権者の政権選択と民意反映を両立させる選挙制度のあり方について検討を行い、1年以内に結論を得る。

以上

4　衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数については、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制を導入した当初は500人（小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人）であった。平成12年（第147回国会）の公職選挙法改正により、比例代表選出議員の定数が20人削減され、現在の定数（480人）となった。

近年では、第21回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）及び第22回参議院議員通常選挙（平成22年7月11日執行）の際に、各党はマニフェストにおいて、選挙制度改革とあわせて国会議員の定数に対するそれぞれの考えを表明している。（Ⅴ参考資料「7主な政党のマニフェストにおける議員定数削

減に関する主張」を参照）

前述の平成23年10月に設置された各党協議会では、一票の較差是正の議論とあわせて、定数削減や選挙制度改革に関する協議も行われたが、平成24年２月25日の審議会の勧告期限までに結論が得られず、その後も引き続き各党協議会及び与野党の幹事長・書記局長会談において協議が重ねられた。（各党協議会の動きについては、「３ 衆議院における動き」を参照）

なお、野田内閣は、平成24年２月17日（第180回国会（常会））に、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、その中の政治改革・行政改革への取組で、「議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引き上げを実施すべきである」として、「衆議院議員定数を80削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る。」ことを明記した。野田総理は、同年６月11日の衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、「幹事長レベルで、今週中にも我が党の幹事長から新たな提案をさせていただき、それに基づいての御協議をいただいて、何とか成案を得たいというふうに思います。（中略）基本的には、私どもがこの一体改革の採決をするという前後においてしっかりと、政治改革の議論も大きく合意形成できる方向に進んでいることが望ましいと思いますし、そのための御提案をさせていただくことになると思います。」と発言している[※10]。

5　前国会（第180回国会（常会））における法律案の審議経過

第180回国会（常会）の平成24年６月18日、与野党の幹事長・書記局長会談が開かれ、各党は同月14日に示された「輿石私案」について協議をしたが、野党の賛成は得られなかった。

同日、民主党は単独で、「輿石私案」の内容を骨格とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二君外９名提出、衆法第22号）」を衆議院に提出した。

同案は、６月26日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、８月22日に提出者から提案理由の説明を聴取し、23日から質疑に入り、27日に採決（可決）し、翌28日の衆議院本会議で可決、参議院に送付された。委員会における審査については与野党の協議が整わず、全日とも野党は委員会を欠席した。また、本会議も、全党がそろわない中で採決が行われた。

参議院においては、委員会に付託されることなく、会期終了により審査未了（廃案）となった。

6　本改正案の提出

第181回国会（臨時会）の平成24年11月８日、民主党は政治改革推進本部の総会を開き、衆議院の選挙制度改革については前国会に提出した法律案の内容である一票の較差是正、定数削減の双方の同時実現に向けて取り組むことを了承し、今後の対応については輿石幹事長と安住幹事長代行（政治改革推進本部長）に一任することを決定した。[※11]

同月14日、民主党は、衆議院の一票の較差是正のため小選挙区数を０増５減する措置を講ずることと、衆議院の比例定数を40削減するとともに民意が過度に集約されることを補正するために比例代表

を全国比例に改め、比例代表選挙の一部に連用制を導入すること、また、本格的な選挙制度改革については、次々回の総選挙から実施できるよう、次期衆院選後に選挙制度のあり方について検討し１年以内に結論を得ることを内容（前国会に提出した法律案と同一）とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（安住淳君外３名提出、衆法第１号）」を衆議院に提出した。

※1　『日本経済新聞』（平23.3.29）等

※2　平成24年２月15日から、新党きづな及び新党大地・真民主が参加し、11党となった。

※3　『毎日新聞』（平23.10.26）等

※4　『日本経済新聞』（平23.11.10）等

※5　『毎日新聞』（平23.11.12）等

※6　『毎日新聞』（平23.11.16）等

※7　『朝日新聞』（平24.2.15夕刊）等

※8　民主党ホームページ
「ニュース『衆院選挙制度に関する各党協議会第16回会合を開催』2012年04月25日」

※9　民主党ホームページ
「ニュース『衆院選挙制度改革実現に向け「輿石私案」を提示＝与野党の幹事長・書記局長会談』2012年06月14日」

※10　第180回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第18号36頁（平24.6.11）総理大臣答弁

※11　民主党ホームページ
「ニュース『格差是正と定数削減を同時決着させる方針を確認　政治改革推進本部総会』2012年04月25日」